

# 令和8年度 中間市地域おこし協力隊 隊員募集要項

## 1 中間市はこんなまちです



中間市は、福岡県の北部に位置し、北九州市八幡西区や遠賀郡、鞍手郡に接しています。JRで、北九州市小倉駅まで約30分、福岡市博多駅まで約1時間の距離となります。

市のちょうど中央を南北に一級河川の遠賀川が流れているため、市域は東部と西部に分かれています。

北九州市側となる東部には、なだらかな丘陵を背景に閑静な住宅地と商業地などが形成され、市の人口の9割が集中しています。西部の広々とした平野部には、美しくのどかな田園風景が広がり、市の振興方針による工業団地が立地しています。

また、遠賀川のそばに建つ遠賀川水源地ポンプ室は、世界遺産「明治日本の産業革命遺産」の一つとして、明治43(1910)年の建設から今に至るまで、豊かな水を製鐵所へ送るため稼働し続けています。

中間市は、面積15.96平方キロメートルと、およそ4キロメートル四方のコンパクトなまちですが、人口減少社会の中、地域の魅力を高め、「夢がかなうまち なかま」という将来像の実現を目指しています。

中間市に移住し日々の生活を送りながら、地域協力活動を行っていただける中間市地域おこし協力隊の隊員を募集します。

【中間市のデータ】 人口 38,444 人 / 世帯数 20,427 世帯 / 高齢化率 38.2 パーセント  
いずれも「住民基本台帳」2026(令和8)年3月末現在

## 2 募集内容

○募集人員 若干名

○活動内容

A スポーツの振興によるまちづくり

- (1) スポーツの振興に係る企画・運営
- (2) スポーツを通じた市民の健康支援
- (3) SNS等を活用した情報発信

B シティプロモーション等の推進によるまちづくり

- (1) SNS等を活用したシティプロモーション
- (2) 地域資源の掘り起こし及び特産品開発に係る企画・提案
- (3) 観光振興による関係人口の創出
- (4) その他郷土愛の醸成に係る企画・提案など

○契約形態及び期間

(1) 契約形態は、業務委託契約となります。

※隊員としての活動に支障がなく、公序良俗に反しなければ、副業も可能です。

(2) 委託期間は委託した日から令和9年3月31日までとしますが、業務開始日から最長3年間までの再契約が可能です。

※年度終了時のミーティングにて、次年度以降の契約について判断させていただきます。

ただし、予算成立が条件となります。

(3) 隊員としてふさわしくないと判断した場合などには、委託契約期間中であっても契約を解除できるものとします。

○活動場所 主に中間市内

○業務日数・時間

市と定例ミーティングを行い、スケジュール調整し活動計画等を作成の上、活動していただきます(定例ミーティングでは、年間・月間の活動計画、活動日誌、月間報告、年間報告等について市と協議します)。

※業務の内容によっては、活動時間帯の一部が夜間や土曜・日曜日になる場合があります。

また、定住のための起業準備等も業務に含めることができます。(要相談)

○委託料及び補助金

業務委託料及び活動経費に対する補助金は、いずれも予算の範囲内で活動実績に応じてお支払いします。

・委託料 月額25万円(取引に係る消費税及び地方消費税を含む。)を上限

・活動支援補助金 年額180万円を上限。ただし活動期間が12か月に満たない場合には、当該期間に応じて月割りで按分した額を上限とします。

(1) 中間市との雇用契約はないため、健康保険、年金保険料、傷害・損害保険、自動車損害賠償保険等には、ご自身で加入してください。通勤手当、時間外手当等は支給されません。

※委託料は実績報告の提出後、活動実績に応じてお支払いします。(実績報告書の提出が遅れると委託料の支払いも遅れます。)

(2) 活動で使用する自動車・パソコン等の貸与はありませんので、借上料等は活動経費として計上し、ご自身で準備してください。活動経費は、実績に応じてお支払いします。ただし、審査の上、活動経費と認められない場合は、満額支払われない可能性があります。

※経費の例) 隊員の研修旅費・参加費、文房具、プリンター用インク、印刷用紙等の消耗品費、活動の際の燃料費、印刷製本費、通信費、業務に使用する自動車・パソコン借上料、住宅家賃(上限 59,000 円を超える部分は自己負担)、記録用デジカメ等備品購入費(事前許可後に調達)等

(3) 活動以外の経費(引っ越し代、生活に必要な家財道具・家電製品等の備品、光熱水費、住居契約・退去に要する経費等)は隊員の自己負担となります。

(4) 業務開始日は、採用決定後に相談の上決定いたします。

### 3 応募要件

(1) 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県並びに札幌市、仙台市、新潟市、静岡市、浜松市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市及び熊本市のうち、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)、山村振興法(昭和40年法律第64号)、離島振興法(昭和28年法律第72号)、半島振興法(昭和60年法律第63号)、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)及び沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)に指定された地域以外の地域に住民票のある方

(2) 心身ともに健康で、積極的に活動ができる方

(3) 業務委託契約の契約日において在学中でない方

(4) 税金の滞納がない方

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団員又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者でない方

(6) 中間市地域おこし協力隊実施要綱を遵守できる方

### 4 求める人物像

(1) 活動内容について積極的な提案ができ、企画能力がある方

(2) 中間市地域おこし協力隊の活動終了後、中間市において定住する意欲のある方

(3) 地域協力活動に意欲があり、地域住民と良好なコミュニケーションを取ることができる方

(4) 自身の持つ人材ネットワークや経験をまちづくりに活かせる方

(5) 基本的なパソコン操作(ワード、エクセル、パワーポイント)、インターネットやSNS等を活用し、市内外に向け中間市地域おこし協力隊としての活動を情報発信できる方

## 5 応募方法（メール、郵送又は持参）

### ○応募締切

令和8年11月30日（月） 17:00

※応募があり次第、順次選考を行います。

※選考状況に応じて、締切前であっても募集を終了する場合があります。

### ○提出書類

- (1) 中間市地域おこし協力隊 隊員応募用紙（所定様式）
- (2) 住民票の写し（応募用紙提出日の3か月以内に取得し、マイナンバーの記載のないもの）  
※提出いただいた書類は返却しません。今回の募集に当たり知り得た個人情報については、本事業のみに使用し、その他の用途で利用することはありません。

## 6 選考方法

### ○第1次選考

応募用紙をもとに書類選考をします。選考結果は、応募者全員に通知します。

### ○第2次選考

第1次選考合格者を対象に、面接試験（対面又はオンライン）を行います。日時及び場所等については、市と応募者で協議して決定します。

- (1) 応募に係る経費（書類の提出及び面接試験に伴う交通費等）は、全て応募者の負担となります。
- (2) 募集に関する質問は、電子メールで行ってください。その他の方法での質問は受け付けませんのでご注意ください。質問に対する回答には数日を要する場合があります。  
※土曜・日曜日、祝日は回答できませんのでご了承ください  
※質問の際は必ず「氏名」、「電話番号」を記載してください。
- (3) 応募の際は、中間市地域おこし協力隊実施要綱及び本募集要項をよく読み、内容を承諾した上でご応募ください。

## 7 その他

- (1) 選考過程を含め発生した事故について、原則として市は一切の責任を負いません。
- (2) 住民票の異動は、原則として業務開始日以降に行ってください。それ以前に住所を異動させると応募資格者でなくなり、採用・契約取り消しとなる場合があります。

## 8 応募先・問い合わせ先

福岡県 中間市 未来創造部 企画課 企画政策係 担当：川崎、池田  
〒809-8501 福岡県中間市中間一丁目1番1号  
TEL：093-246-6234  
E-mail:kikaku@city.nakama.lg.jp